

平成十二年法律第二百一号  
金融サービスの提供に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 金融商品の販売等（第三条・第十条）  
第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則（第十一条・第二十三条）  
第二節 業務（第二十四条・第三十二条）  
第三節 経理（第三十三条・第三十四条）  
第四節 監督（第三十五条・第三十九条）

第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条・第五十条）  
第六節 指定紛争解決機関（第五十一条・第七十三条）

第七節 雜則（第七十四条・第八十四条）  
第四章 罰則（第八十五条・第一百二条）  
第五章 没収に関する手続等の特例（第一百三条・第一百五条）

附則 第一章 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対し説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかつたこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第四項に規定する掛け金をいう。

2 この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

## 第二章 金融商品の販売等

（定義）この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

第三条 この章において「金融商品の販売者」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第一条第一項に規定する掛け金の掛け金者との締結

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛け金（以下の号において「無尽掛け金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛け金の掛け金者との締結

三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結

四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ロ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ハ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第五十九号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十 金利、通貨の価格その他指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十一 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

12 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものと含む。）をいう。

13 この章及び第四章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

（金融商品販売業者等の説明義務）  
第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。  
一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十 四項に規定する金融商品市場をいう。以下この章において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項  
イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨  
ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分  
一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項  
イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨  
ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じさせるおそれを生じさせ る当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分  
三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者の他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項  
イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨  
ロ 当該者



イ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ（2）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

（損害の額の推定）  
顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要な事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

2 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産又は取得すべき金銭以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの中の金銭以外の財産の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）と当該金融商品の販売により当該顧客等が売却その他の処分をしたものとの処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。）

（民法の適用）  
重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

（勧誘の適正の確保）  
第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

（勧誘方針の策定等）  
第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第九十七条において「勧誘方針」といふ。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項  
二 勧誘の方法及び時間帯に關し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項  
三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第三章 金融サービス仲介業

#### 第一節 総則

##### （定義）

第十二条 この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同一）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行ふ業務をいう。  
一 度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ（2）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ（7）において同じ。）

ハ 信用金庫連合会（信用金庫をいう。第十五条第二号ニ（8）において同じ。）

二 労働金庫（労働金庫連合会（労働金庫をいう。第十五条第二号ニ（9）において同じ。））

ト 信用協同組合（信用協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（5）において同じ。））

リ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。）

ス 農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。）

ル 漁業協同組合（漁業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ヲ 漁業協同組合連合会（漁業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ハ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

カ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。）

ヨ 農林中央金庫（農林中央金庫（農林中央金庫をいう。第十五条第二号ニ（10）において同じ。））

二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものに限る。）

三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号ニ及び第二号ニ（10）において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用者並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間ににおける保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行ふ業務をいう。

一 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）

二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八条項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）

この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行ふもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一項に規定する投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行ふもの及び金融商品仲介業者（同法第二十九条第一号ル及び第二号ニ（1）並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行ふ者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものとし政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

五 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行ふ業務をいう。

六 この章及び次章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

七 この章及び次章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

八 この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

九 この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。

11 この章及び次章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をできるものをいう。第六節において同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

12 並びにこれに付随する業務をいう。

13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。（登録）

第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。（登録の申請）

第十三条 前条の登録を受けようとする者（以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人であるときは、その役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行なう営業所又は事務所の名称及び所在地

四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。）

五 貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、貸金業貸付媒介業務に關して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行なう場合にあつては、その旨

七 他に事業を行なうときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものと記載した書類）

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（（2）を除く。）、ニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行なう場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

**第十四条** 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 四 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覽に供しなければならない。  
(登録の拒否)

**第十五条** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていいるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ

金融サービス仲介業者があつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り

り

消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登

録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ(1)において同じ。)を受け

て

いた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過

しないもの

ロ

銀行主要株主(銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ(2)におい

て同じ。)であつた者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一

項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社(同法第二条第十三項

に規定する銀行持株会社をいう。同号ニ(2)において同じ。)であつた者が同法第五十二

条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可

を取り消された場合若しくは銀行代理業者があつた者が同法第五十二条の五十六第一項の規

定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國

の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許

可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許

可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ハ

特定信用事業代理業者(農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代

理業者をいう。次号ニ(3)において同じ。)であつた者が同法第九十二条の四第一項にお

いて読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により当該同種類の許可を

受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過

しないもの

二

特定信用事業代理業者(水産業協同組合法第一百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。)であつた者が同法第一百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により当該同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(4)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ

信用協同組合代理業者(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八  
十三条)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において  
同じ。)であつた者が同法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条  
の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可

一 前条第一項各号に掲げる事項

を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外國において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 信用金庫代理業者(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三

項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ(6)において同じ。)であつた者が同法第

八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により

信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令

の規定により当該外國において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含

む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日か

ら五年を経過しないもの

ト 長期信用銀行主要株主(長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行

主要株主をいう。次号ニ(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用す

る銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若し

くは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社(同法第十六条の四

第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ(7)において同じ。)であつた者

が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀

行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長

期信用銀行代理業者(同法第十六条の五第三項に規定する长期信用銀行代理業者をいう。同

号ニ(7)において同じ。)であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条

の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第六条の五第一項の許可を取り消された場合

又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の認可若しく

は許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該

同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過し

ないもの

チ 労働金庫代理業者(労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三

項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ(8)において同じ。)であつた者が同法第

九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により

労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令

の規定により当該外國において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含

む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日か

ら五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第二

三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号ニ(9)において同じ。)であつた者が同法第

九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規

定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相

当する外國の法令の規定により当該外國において同種類の許可(当該許可に類する登録その他

の行政処分を含む。同号ニ(9)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取

り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ 特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六

条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた者が同項の規定により同法第二百八

十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國にお

いてこれらと同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ(1

0)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、そ

の取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であつた者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若し  
くは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所

ヲは命令の日から五年を経過しないもの  
ヲ拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政处分を含む。次号ニ（12）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号ニ（12）において同じ。）から五年を経過しないもの  
ヲこの法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一

取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十条の人第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号ニ（1））であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の人第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（1）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（1）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号ニ（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又

—

カ  
金融サービス仲介業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる  
相当の理由がある者として内閣府令で定める者  
ヨ  
他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者  
タ  
金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者  
レ  
電子金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正  
かつ確實に遂行する体制の整備が行われていない者  
ソ  
認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれ  
に類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載  
した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、  
認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保す  
ること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役  
員（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会  
計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と  
同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ  
及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条  
第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成  
していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの  
一  
法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者  
イ  
心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定

レ  
電子金融サービス仲介業務を行いう場合には、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者  
ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの  
イ 法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者  
心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二　法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者  
イ　心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定  
める者  
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われて  
いる者  
ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行  
を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
次の一いずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であった法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの



取り消された場合、信用格付業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(12) 貸金業者であつた法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの方人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条 第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しな

1

第六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同様に相当する外国の法令の規定により当該外国に於て解任せられた者は選出せらるることを禁じ得る。

い  
者

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に關する法律に相当する外国の法令の規定により当該ト國に於て解任を命

(6) せられた従員でその处分を受けた日から五年を経しない者

(6)

(一) 八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

三

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当

日から五年を経過しない者

三へ前号イからカまでのいすれかに該当する者個人である場合にあつては、次のいすれかに該当する者

口イ前記いからまではいわすが、成年者に該当する者は、金融サービス仲介業の事業者である場合に、未成年者でその法定代理人（法定代理人人が法人である場合につきては、その役員を含む。第五号ドにおける同様）が前

四  
号イからへまでのいづれかに該当する者  
預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行ふことにより預金等媒介業務を適正か

四

つ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者

（二）保険契約の締結の代理又は媒介を行ふ者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人（三）保険契約の締結の媒介を行う使用者のうち（次の一、いずれかに該当する者のある者）

(1) 第二号イから今まで又はイ若しくは口のいいずれかに該当する者

(2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業者又は保険募集（保険業法第二条第二十一条に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為を規定する。

(3) した者  
保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は

二　當該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る) 又は保険仲立人  
二　法人である場合にあっては、役員のうちにイ、ロ又はハ(2) 若しくは(3) のいずれかに該当する者のある者

本個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいずれかに該当する者をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

**第十六条** 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。（変更登録等）

**第二章 第十四条** （第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」に定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

（一） 第二号及び第三号を除く。」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは、「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」とあるのは、「変更に係る」と、前条中「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第五号中「保険媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」を「保険媒介業務を行なう」とあるのは、「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

（二） 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（三） 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき 当該

金融サービス仲介業者

（四） 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者

（五） 3 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人

（六） 4 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

（七） 5 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

（八） 6 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

（九） 7 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

（十） 8 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

（十一） 9 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

（十二） 10 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

（十三） 11 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者

（十四） 12 貸金業貸付媒介業務 貸金業者

（十五） 13 その他内閣府令で定める者 内閣府令で定める者

（十六） 14 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうちの業務のみを行なうものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

（十七） 15 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうちの業務のみを行なう金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。（銀行法等の特例）

**第十七条** 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるらず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ないとして内閣府令で定める場合に限る。）

2 2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六条の三第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5 5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行なう有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

**第十八条** 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業（同法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（一） 1 次のいずれにも該当しない者であること。

（二） 2 次に適合する財産的基礎を有しない者

（三） 3 次に掲げる处分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（四） 4 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（五） 5 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（六） 6 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（七） 7 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（八） 8 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（九） 9 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十） 10 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十一） 11 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十二） 12 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十三） 13 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十四） 14 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（十五） 15 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(5) 信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の  
 十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し  
 (6) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の  
 十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し  
 (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の  
 十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一  
 項の登録の取消し  
 (8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は  
 第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し  
 (9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、  
 信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外  
 国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類  
 の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し  
 ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者  
 (1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令  
 (2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項  
 に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令  
 (3) 水産業協同組合法百十六条第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信  
 用事業電子決済等代行業の廃止の命令  
 (4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の  
 五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令  
 (5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する  
 信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令  
 (6) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する  
 労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令  
 (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項  
 に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令  
 (8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第  
 一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令  
 (9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法  
 律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当す  
 る外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令  
 二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の  
 規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その  
 刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者  
 法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。  
 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者  
 ロイ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者  
 (1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる处分を受けた場合において、その处分の日  
 前三十日以内にその法人の役員であつた者でその处分の日から五年を経過しないもの  
 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日  
 前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの

二 三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。  
 ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者  
 (3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者  
 2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融  
 サービス仲介業者を銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五  
 十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の  
 八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を  
 除く)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並び  
 に第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれ  
 らの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法  
 第百六十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十  
 一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中  
 央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の  
 六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に  
 関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例)に規定する」と、同条第  
 三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律  
 第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」と  
 あるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定  
 めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」  
 とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
 3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定  
 めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届  
 け出なければならない。  
 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面  
 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類  
 三 その他内閣府令で定める書類  
 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、  
 公衆の縦覧に供しなければならない。  
 (商号等の使用制限)  
 第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又は  
 これに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。  
 (標識の掲示等)  
 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆  
 の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。  
 2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用して  
 る方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネットを利用する方法その  
 他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める  
 事項を公示しなければならない。  
 3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならな  
 い。  
 (名義貸しの禁止)  
 第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもって、他人に金融サービス仲介業を行わせ  
 てはならない。

(保証金)  
**第二十二条**

金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。  
前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関する保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額とする。  
金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。  
内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。  
金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第九十一条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。  
金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に關し、当該各号に定める者は、当該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。  
第一項第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者  
第二項第二号に掲げる行為 当該行為により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金を受け取るべき者  
第三項第三号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者  
第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者  
第五項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者  
第六項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者  
第七項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者  
第八項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者  
第九項第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に關して保証人となつた者  
前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。  
金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。  
第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。  
第一項 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうちの一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ該イからニまでに定める者となつたとき。

二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。  
三 金融サービス仲介業務の状況の変化その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。  
前各項に定めるものほか、保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

**（金融サービス仲介業者賠償責任保険契約）  
第二十三条** 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に關して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる。  
前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

**第二節 業務**

**（金融サービス仲介業者の誠実義務）  
第二十四条** 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に對して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

**（情報の提供）**

第一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所  
第二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別  
第三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に關する事項  
第四 第二十七条の規定の趣旨  
第五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項  
第六 その他内閣府令で定める事項

**（業務運営に關する措置）  
第二十六条** 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

（業務運営に關する措置）  
**第二十七条** 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は當該金融サービス仲介業者と密接な關係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ないのでない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。









#### 第四節 監督

(報告又は資料の提出)

**第三十五条** 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者（次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。）に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を拒むことができる。  
(立入検査)

**第三十六条** 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。  
(登録の抹消等)

**第三十九条** 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。  
一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。  
二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

**第四十条** 第五節 認定金融サービス仲介業協会の認定  
(認定金融サービス仲介業協会の認定)

**第三十七条** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。  
二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確實に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。  
四 認定業務を適正かつ確實に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

**第三十八条** 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部（監督上の処分）若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。  
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

八 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の处分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

九 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからハまでのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ（2）若しくは（3）に該当するとき。

三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

四 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の登録を取り消すことができる。

五 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

**第四十一条** 第五節 認定金融サービス仲介業協会の業務  
(認定金融サービス仲介業協会の業務)

**第三十九条** 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

**第四十二条** 第五節 認定金融サービス仲介業協会の認定  
(認定金融サービス仲介業協会の認定)

**第三十七条** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確實に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確實に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

**第四十三条** 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行ふに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務



一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合となつたこと。

九 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六

条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

**第五十二条** 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

3 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

4 役員の氏名又は名称若しくは商号

2 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

3 組織に関する事項を記載した書類

5 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

6 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

7 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類（秘密保持義務等）

**第五十三条** 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（指定紛争解決機関の業務）

**第五十四条** 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行つものとする。

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

**第五十五条** 指定紛争解決機関又は他の法律の規定に由る指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。（業務規程）

- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」といふ）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に關する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手續又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれら手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができます。
- 六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた訴訟に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を報告しなければならないこと。
- 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 第1項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続

- 二 手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならぬ。
- 三 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
- 四 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 五 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機間に對する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に對して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 六 指定紛争解決機員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害關係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
- 七 指定紛争解決機関の實質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機間に對する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に對して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 八 第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 九 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 十 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 十一 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 十二 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に對し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に對し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。
- 十三 加入金融サービス仲介業者が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。
- 十四 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対する意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十五 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させたための要件及び方式を定めていること。
- 十六 紛争解決委員が紛争解決手続によっては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

- 十七 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 十八 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 十九 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 二十 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 二十一 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 二十二 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。
- 二十三 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる方法を定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務

に関する知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」といいう。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていかない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間ににおいて仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間ににおいて仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の處理及金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。（暴力団員等の使用の禁止）

第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用者（差別的取扱いの禁止）

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。（記録の保存）

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（紛争解決手続）

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

3 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。

4 この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

4 四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

6 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

7 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

8 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

9 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めることにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（時効の完成猶予）

**第六十三条** 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続的目的となつた請求について訴え提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施された金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴え提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

**第六十四条** 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

1 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間ににおいて紛争解決手続が実施されていること。

2 前号のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても不服を申し立てる事ができない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称等の使用制限）

**第六十六条** 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第二百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。（変更の届出）

**第六十七条** 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で告示しなければならない。（手続実施基本契約の締結等の届出）

**第六十八条** 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

（業務に関する報告書の提出）

**第六十九条** 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

**第七十条** 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

**第七十一条** 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

1 第五十二条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

2 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休廃止）

**第七十二条** 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

2 指定紛争解決機関が、天災その他やむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様



第六十四条の四 第三号	第六十四条の五 第一項第一号	第六十四条の五 第二項第二号	第六十四条の五 第三項	第六十四条の五 第四項
からりまで	からりまで	からりまで	からりまで	からりまで
金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号	金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号	金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号	金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号	金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号
口からへまで	口からへまで	口からへまで	口からへまで	口からへまで
各号	各号	各号	各号	各号
第六十四条の六 第二号	第六十四条の六 第三号	第六十四条の六 第四号	第六十四条の六 第五号	第六十四条の六 第六号
金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号
登録原簿	登録原簿	登録原簿	登録原簿	登録原簿
死亡し、解散し	死亡し、解散し	死亡し、解散し	死亡し、解散し	死亡し、解散し
外務員登録原簿	外務員登録原簿	外務員登録原簿	外務員登録原簿	外務員登録原簿
同法第七十五条第一項各号	同法第七十五条第一項各号	同法第七十五条第一項各号	同法第七十五条第一項各号	同法第七十五条第一項各号

第六十四条の四第一号	第二十九条の四第一項第一号ロ	金融サービスの提供に関する法律第十五条第一号
三号	からりまで	ロからへまで

協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

する登録事務をいう。次号において同じ。」を行う協会（同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。）

二 金融商品取引法第六

登録事務を行う協会 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公

益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

### (登録手数料)

**第七十九条** 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録

する場合にあつては、認定金融サービス仲介業協会等)に納めなければならぬ。前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲

(登録事務についての審査請求)  
介業協会等の収入とする。

協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一

一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービ  
ス中介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定によ

る処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求すること

ができる。この場合において内閣総理大臣は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定

の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。  
（内閣府令への委任）

**第八十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指

定に関する申請の手続、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(権限の委任) 第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に

田園地主の目には、この落成した木門（政久一寛らの名門）は、全く鄙無景観である。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の

提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(第三二五条第一項の規定に依る。)（森林法 第一〇一条第四項第一号から第三号までの規定による。）

- 二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限（第十一條第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）
- 三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）
- 四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限
- 3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定による一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。
- 4 委員会は、前項の規定により委任された権限行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- （委員会に対する審査請求）
- 第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。
- 第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置）を定めることができる。
- 第四章 罰則
- 第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。
- 二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。
- 三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約（同法第一百条の五第一項に規定する運用実績運動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。
- 四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。
- 六 第三十三条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。
- 七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。
- 第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- 二 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（第十一條第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。
- 三 第三十条において準用する保険業法第二百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約に係るものを除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。
- 四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。
- 五 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の五の規定に違反したとき。
- 六 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。
- 七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の七の規定に違反したとき。
- 八 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
- 九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
- 十 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
- 十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。
- 十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
- 十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
- 十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。
- 十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。
- 十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 十九 第五十八条の規定に違反したとき。
- 二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第二十七条の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第三十二条において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。

八 第八十九条 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

九 第八十九条第二項の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の一の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

第十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六十月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一二 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかつたとき。

二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項に規定する事項を表示せず、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する金融商品取引法第三十七条の二第四項若しくは第三十二条において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の記載をしたとき。

六 第三十二条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する同法第三十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けて、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

八 第三十二条において準用する貸金業法第十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第十二条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

七 第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は贋写の請求を拒んだとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつたとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と認認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

八 第九十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けて、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

四 第四十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五 第四十七条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

六 第四十七条後段の規定に違反したとき。

七 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

一 第八十五条（第七号を除く。）又は第八十六条（第一号を除く。）三億円以下の罰金刑





(政令への委任)

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一〇日法律第六一号) 抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

**(政令への委任)** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第二十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

**(施行期日)** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**1** この各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。